平成２６年（フ）第１３号
愛媛県新居浜市八幡３丁目８番15号、前住所愛媛県新居浜市中西町６番40号
債務者　日野由里子（旧姓村尾・神野）
1　決定年月日時　平成26年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第５９号
佐賀県佐賀市若楠２丁目３番８号　コーポイールズＡ22
債務者　旅田　一人
1　決定年月日時　平成26年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１５２号
熊本市東区小峯３丁目５番66号　大桂フォレストＡ―102
債務者　吉津由紀子
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１７９号
熊本市南区良町１丁目18番２号　２階
債務者　宮本　幸人
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１８６号
熊本市南区刈草２丁目２番６号　202
債務者　吉本小百合
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第９６号
宮崎市大字赤江1469番地１
債務者　松野　亜紀
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１６号
宮城県柴田郡柴田町大字船岡字若葉町12番地５
債務者　浅野　　徹
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２６年（フ）第１８号
秋田県山本郡三種町森岳字横沢堤頭55番地１
債務者　牧野　優子
1　決定年月日時　平成26年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２６年（フ）第２４号
茨城県取手市戸頭８丁目14番35―203号、前住所茨城県守谷市みずき野８丁目５番地１
債務者　滝口美佐子（旧姓三宅）
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第３２号
茨城県守谷市本町7215番地の５
債務者　飯島二美夫
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第３３号
茨城県取手市井野団地１番６―302号、前住所茨城県取手市井野団地４番10―502号
債務者　平柳　　篤
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第３６号
茨城県牛久市神谷５丁目５番地12
債務者　藤代　一代
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第３８号
茨城県取手市清水1154番地
債務者　北島加奈子
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第４０号
茨城県牛久市ひたち野東５丁目23番地２
債務者　鈴木　利佳
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第３４号
富山市粟島町２丁目１番43号
債務者　角口　哲也
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６９号
兵庫県伊丹市桜ケ丘８丁目２番４号　新秀荘Ｃ―111号
債務者　岩崎ひとみ
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第９１号
兵庫県西宮市若草町２丁目５番15―112号、前住所兵庫県西宮市西田町５番７号　安田精肉株式会社内
債務者　芳田　一久
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係